

平成 30 年度「子の看護休暇、要介護者の短期介護に係る休暇制度の導入について」
に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 30 年 8 月 21 日から 4 月 18 日まで 8 回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
子の看護休暇、要介護者の短期介護に係る休暇制度の導入について	子の看護休暇の対象は、小学校就学の始期に達するまでの子とし、期間等は 1 年につき 5 日（子が 2 人以上の場合にあっては 10 日）の範囲内の期間で、有給休暇とする。（短時間勤務職員は無給休暇とする。） 短期介護休暇の対象は、介護休暇と同じとし、期間等は 1 年につき 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては 10 日）の範囲内の期間で、有給休暇とする。（短時間勤務職員は無給休暇とする。）	鎌倉市にはかねてから年 7 日の看護休暇がある。国の制度では、就学前の子を看護する場合に年 5 日（対象となる子が 2 人以上の場合に 10 日）で、子が 1 人の場合に現在の 7 日よりも短くなることから、子の年齢制限が付くことは現行制度より劣る。	子の看護休暇の対象を小学校卒業までとし、日数は子が 1 人の場合は 7 日、2 人以上の場合は 10 日とする。また、短期介護休暇については、要介護者が 1 人の場合は 7 日とし、2 人以上の場合は 10 日とする。